

情報公開規則

2010年12月12日 制定
2011年7月10日 改正

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会(以下、「当法人」という。)定款第58条第2項により、本会が所有し管理する情報の公開に必要な事項を定める。

(管理)

第2条 当法人の情報公開に関する事務は、当法人事務局が統括管理する。

(公告)

第3条 定款第4条に定める電子公告は、<http://www.resja.or.jp/hojin/koukoku/>にて行う。

(情報公開の対象とする資料及び公開方法)

第4条 当法人の情報公開の対象とする資料は次に掲げるものの原本もしくは複製物とし、当法人事務局に常時備え置き閲覧に供すると同時に、当法人ホームページ上にその内容に公開するものとする。

(1)定款

(2)役員名簿

(3)事業報告書

(4)計算書類

①収支計算書

②正味財産増減計算書

③貸借対照表

④財産目録

(5)事業計画書

(6)収支予算書

2 前項に規定する資料のうち(1)、(2)については、可能な限り最新の状態のもの、(4)及び(6)については、「公益法人会計基準」に準拠して作成されたものとする。

3 第1項の資料のうち(3)及び(4)については、当該事業年度終了後3ヶ月以内に備え、5年間備え置くものとし、(5)及び(6)については、当該事業年度の開始後3ヶ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第5条 当法人の公開する情報の閲覧場所は、当法定款第2条に規定する事務所とする。

2 閲覧を希望する場合は、事前に当該事務所に連絡し、協議の上、日時を調整するものとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第6条 前条により当法人の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときには、次により取り扱

うものとする。

(1)別に定める「閲覧申請書」(様式-公1)に必要事項を記入し提出を受ける。

(2)受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、「閲覧受付簿」(様式-公2)に必要事項を記録する。

2 第3条第1項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条第1項に掲げる資料に限定している旨を説明する。

3 閲覧については、無料とする。

4 閲覧資料の複製物の作成にあたっては実費を徴収することとする。

(本規則の改廃)

第7条 本規則の変更または追加には、理事会の承認を得なければならない。